

福祉

国民健康保険窓口負担が一部見直しになります ～4月2日以降に70歳になる方～

◆問合せ いきいき健康課

担当: おちあい ゆ き 落合祐希 ☎33-6059

70歳から74歳の方については、一定の所得がある方などを除き、これまで特例措置により窓口負担が法で定める2割から1割へと軽減されていましたが、下記のとおり見直しされることになりましたのでお知らせします。

○見直し内容:平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方(誕生日が昭和19年4月以降の方)については、70歳になった翌月(ただし、1日が誕生日の場合は誕生月)の診療から、窓口負担が2割になります。

※平成26年4月1日までに70歳になっている方については、現行どおり窓口負担は1割です。

※一定の所得がある方については、これまでどおり3割負担となります。

啓発

気を付けましょう！犬の散歩時のマナー！

◆問合せ 環境水道課

担当: ながの すぎた 永野・杉田 ☎33-6072

最近、犬の散歩時のマナーについて、多くの苦情が寄せられます。飼主がしっかりと責任を持って、下記のようなマナーを守り、ペットと楽しい生活を送りましょう。

☆散歩時には、フンをさせたままにせず、飼主がきちんと持ち帰り処分しましょう。

☆鎖やリードなどでしっかりつないで散歩しましょう。

年金

高鍋年金事務所からのお知らせ

◆問合せ 高鍋年金事務所 ☎23-5111

町民子ども課 担当: いけだ み き 池田美季 ☎33-6071

【自動音声対応システムのサービス運用を開始しました】

高鍋年金事務所では、電話による年金相談や問い合わせにかかる「お客様サービス」の向上を図るため「自動音声対応システム」の運用を開始しました。お電話の際には、自動音声案内に従って番号を押してください。

【高鍋年金事務所では、予約制による年金相談を実施しています】

○予約方法:相談希望日1か月前に、問合せ先まで電話または窓口にて予約してください。

※予約の際に、①相談者および配偶者氏名②基礎年金番号③電話番号④相談内容 などについて、確認いたします。

※相談のご希望日時については、調整させていただく場合がありますのでご了承ください。

○予約受付時間帯:平日の午前9時～午後4時 ※正午～午後1時を除く。

【国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます ～過去2年間に未納期間がある方～】

国民年金は、所得が少ないときや失業などにより保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。4月から、申請時点の2年1か月前の月分まで申請ができるようになります。

詳細については、問合せ先までご相談ください。

○注意:①2年1か月前の月分まで免除申請をすることができますが、遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合がありますので、速やかに申請してください。

②申請期間に対応する前年所得に基づき審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

【国民年金保険料の通常納付ができるようになります ～障害年金受給などで法定免除を受けている方～】

4月から保険料を通常納付できる「納付申出制度」が始まります。

納付申出により、保険料の口座振替や前納による割引など、便利でお得な制度を併せてご利用できるようになります。

詳細については、問合せください。

消費税増税に伴う所得の低い方々への負担軽減のための 臨時福祉給付金に関するお知らせ

～具体的な申請・支給の手続きの詳細は準備中です。決まり次第、お知らせします～

■<Q1> 臨時福祉給付金とは？

4月から消費税率が8%へ引き上げられますが、所得の低い方々への負担を軽減するため、暫定的・臨時的な措置として行うものです。

■<Q2> 給付対象となる人は？

平成26年度分の市町村民税(均等割)が課税されていない方が対象です。

なお、市町村民税(均等割)が確定するのは6月以降になるので、実際の給付手続きなどはそれ以降になる予定です。

【注意事項】

対象外となる方

○本人が市町村民税(均等割)非課税であっても、課税されている方に扶養されている場合や、生活保護制度の被保護者などは対象外です。

○収入・所得の申告を行っていない方。

■<Q3> 給付額は？

給付対象者1人につき1万円が給付されます。

また、老齢・障害・遺族の各基礎年金受給者および児童扶養手当、特別障害者手当の受給者の方などは、5千円が加算されます。

■<Q4> 申請先は？

申請先は、基準日(平成26年1月1日)において、給付対象者の住民登録されている(住民票がある)市町村になります。

【DV(配偶者からの暴力)被害者の方の申出について】

配偶者の暴力などを理由に新富町へ避難している方(住民票はもとの市町村のままの方も含みます。)は、申出により新富町で給付金を受け取ることができます。申出書の提出が必要ですので、事前に下記の問い合わせ先までお早目にご連絡ください。

◆問合せ 厚生労働省 臨時福祉給付金専用ダイヤル ※厚生労働省ホームページもご覧ください。

☎03-3595-3529(祝日を除く平日の午前9時～午後6時まで)

福祉課 ☎33-6382 または 33-6056

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時交付金

給付金を装った詐欺にご注意ください！！

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時交付金に関する事で、市町村や厚生労働省の名をかたり下記のような電話や不審な郵便物が届いた場合、すぐに問合せ先までご連絡ください。

■電話でATM(銀行やコンビニなどの現金自動支払機)の操作を指示することは絶対にありません！

■給付のため手数料の振込みを依頼することは絶対にありません！

■現時点で、口座番号や世帯構成などの個人情報を電話で照会することは絶対にありません！

◆問合せ 福祉課 ☎33-6382 または 6056

町民こども課 ☎33-1293

高鍋警察署 ☎22-0110

警察相談専用電話 ☎#9110



電話のみによる指示は、必ず確認しましょう！
顔の見えない相手の指示に従うのは、大変危険です！

子育て世帯臨時特例給付金に関するお知らせ

～具体的な申請・支給の手続きの詳細は準備中です。決まり次第、お知らせします～

■<Q1> 子育て世帯臨時特例給付金とは？

4月から消費税率が8%へ引き上げられますが、子育て世帯の影響を緩和し消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として行うものです。

■<Q2> 給付対象は？ 給付額は？

○給付対象：平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）受給者が対象です。

※基準日（平成26年1月1日）に児童が生まれた場合、当該児童に係る平成26年2月分の児童手当（特例給付を含む）受給者も対象となります。

○給付額：基準日（平成26年1月1日）時点の上記対象児童1人につき1万円が給付されます。

【注意事項】

対象外となる方

○臨時福祉給付金（簡素な給付措置）対象者や生活保護制度の被保護者など。

○平成25年の所得が児童手当所得制限限度額に達している方。

○平成25年中の収入・所得が未申告の方も対象外となります。必ず申告を行ってください。

■<Q3> 申請先は？

申請先は、基準日（平成26年1月1日）において、給付対象者の住民登録されている（住民票がある）市町村になります。（公務員も同様）

◆問合せ 厚生労働省 子育て世帯臨時特例給付金専用ダイヤル ※厚生労働省ホームページもご覧ください。

☎03-3595-3528（祝日を除く平日の午前9時～午後6時まで）

町民こども課 ☎33-1293

行政機関などに対する苦情・要望は行政相談員へ

◆問合せ 総務財政課

担当：清紀文 ☎33-6002

福祉、登記、年金などに関することや生活面での安全対策等、行政（国・県・町）に関して困ったことや相談したいことなどありましたら、気軽にご相談ください。

○日時：3月28日（金） 午前9時30分～正午 ○場所：老人福祉センター ○相談員：高木正敏（新田新町）

「ふるさと就職説明会」参加者募集

◆問合せ 宮崎県地域雇用対策室 ☎0985-26-7105

人材を求める、宮崎県内企業とUIターン希望者や新規学校卒業予定者の出会いの場として、就職説明会を開催します。

○期日・場所：①5月10日（土）大阪駅前第3ビル ②5月18日（日）福岡 天神ビル ③5月25日（日）東京 都道府県会館

○時間：午後1時～4時 ○参加企業：県内に事業所などを有し、県内で就業する人材を募集する企業。

※参加企業は、県庁ホームページなどに掲載しています。

○参加料：無料 ※事前申込み不要。

人権コーナー ～なくそうDV（ドメスティック・バイオレンス）～

◆問合せ 総務財政課

担当：池田真二 ☎33-6002

D V（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人などの親密な関係のある人、または親密な関係のあった人から受ける暴力のことです。殴る・蹴るの身体的暴力や、行動を監視したり規制したりする精神的な暴力があります。しかし、被害者がDVは人権侵害と思ってないことや、我慢してしまうことなどで表面に現れにくく、周りの人も気づかないことが多いといわれています。また、女性だけでなく男性が被害者になることもあります。DVは人権侵害であり、なくさないといけません。自分自身や周りの人のことで、DVについての相談は「宮崎県男女共同参画センター」☎0985-32-7591で受け付けていますので相談してください。「もし、自分がその立場だったら」とつねに考え差別のない平和な社会をつくりましょう。

国際線利用に対する補助制度のご案内

MIYAZAKI AIRPORT Support System

宮崎空港発着の国際定期便(ソウル線・台北線)を利用した海外旅行を応援しています!

制度その1

国際線団体利用補助事業

対象:国際定期便を利用して
交流活動を行う団体^{※注1}

宮崎空港を発着するソウルや台北への国際定期便を利用して、県内外の団体が交流活動を行う場合、団体の人数に応じて交流活動に要する経費の一部を助成します。

団体の人数	県内団体	県外団体
6名～9名	30,000円	18,000円
10名～14名	50,000円	30,000円
15名～19名	75,000円	45,000円
20名～24名	100,000円	60,000円
25名～29名	125,000円	75,000円
30名～39名	150,000円	90,000円
40名以上	200,000円	120,000円

注1) 県内の団体とは、以下のいずれかの要件を満たす場合とし、それ以外の団体は県外団体とします。

- ① 団体の所在地(団体の事務所等の所在地又は代表者の居住地)が宮崎県内にあること。
- ② 団体の構成員の半数以上の居住地が宮崎県内にあること。

注2) 宮崎空港を片道のみ利用した場合、助成額は、この半額となります。

注3) 国際チャーター便は原則として対象となりません。ただし、定期便と同じ航空会社、同じ路線の場合、臨時便扱いで補助対象となります。国際定期便を利用する場合は、最終の渡航先は問いません。例えば、ソウル(仁川空港)を経由してオーストラリアへ渡航する場合でも、助成が受けられます。

注4) 添乗員は人数に含まれません。

制度その2

宮崎空港送客バス支援事業

対象:国際定期便を
利用するため
送客バスを利用する
6名以上の団体^{※注1}

宮崎空港を発着する国際定期便を利用するため、有料でチャーターするバス(大型・中型・マイクロバス・ジャンボタクシー。以下「送客バス」という。)を使用する団体に対し、送客バス借上代金の一部を助成します。

助成金の交付要件

- ① 6名以上の団体客であること。
- ② 送客バス借上代金の総額(高速道路又は有料道路の料金を含む)が、1台当たり片道1万円以上であること。なお、送客バス借上代金の総額は、居住地から宮崎空港、又は、宮崎空港から居住地までの額となります。



助成金の交付額

助成金の交付額は、送客バス借上代金総額の2分の1以内(千円単位)とし、助成金の上限は、ジャンボタクシーが1台当たり片道1万円(県外団体6千円)、その他(大型・中型・マイクロバス)は1台当たり片道3万円(県外1万8千円)となります。

注1) 宮崎県内の小・中学校や高校、市町村教育委員会等が、宮崎空港発着の国際線を利用して、海外への修学旅行等の交流を実施する場合は、他の補助制度があるため対象になりません。

注2) チャーター便は助成対象となりません。

詳しくは、宮崎空港振興協議会事務局(県庁総合交通課)までお問い合わせください。

また、下記ホームページから申請書がダウンロードできます。

宮崎県総合政策部総合交通課(航空交通担当)

〒880-8501 宮崎市橋通東2-10-1 TEL (0985) 26-7038 FAX (0985) 24-1383

ホームページ <http://www.miyazaki-apc.jp>